

冬季の服装などについて【令和3年度版】

寒さに強い丈夫な身体をつくるため、児童にはできる限り薄着で過ごさせたいと考えておりますが、冬季に入ると寒さも増す地域性を考慮して、次のように服装を考えております。
また、10月より帰宅時刻が6時から5時になります。

身なりを整え、心を正す

冬季の服装について

薄着で丈夫な体づくり

1 衣替え移行期間

令和3年10月5日(火)～10月29日(金)

※ 11月1日(月)以降は、冬服に完全移行するようにお願いします。

2 冬期の服装について

11月1日～3月は、基準服が基本とはなりますが、保護者の方の判断により、児童の体調や気候に応じて、防寒具等(手袋、ジャンパー・オーバー、セーター・ベスト・カーディガン、長ズボン、タイツ・スパッツ(レギンス)、ネックウォーマー)を着用してもよいこととします。但し、上記にも記しておりますとおり、本校では「薄着で丈夫な体づくり」を励行しておりますので、できるだけ薄着での登下校をお願い致します。

※ 防寒具等の使用期間は10月27日から3月です。

3 手袋(安全上推奨します。)

- ①登下校中、朝・大休憩・昼休みの時間に使用
- ②使わないときは、ランドセルの中に収納

4 ジャンパー・オーバー

- ①フードがないもの(フードを被ると音が聞こえにくくなったり、左右の音が聞き分けにくくなったり、物に引っかかりやすくなったりするため)
- ②ベンチコートのような丈の長いものは禁止
- ③登校後に、ランドセルの中に収納できるもの

5 セーター・ベスト・カーディガン

- ①黒・紺・白・グレーのV字のもので無地のもの
- ②裾や袖口からはみ出さないように、基準服の上着の下に着用

6 長ズボン

- ①黒または紺の無地のもの(ナイロン製でないもの)
- ②長ズボンはジーンズ以外で、できるだけ基準服に応じたもの(ずらした着こなしは禁止)
- ③式によっては、男児は半ズボン、女児はスカート
- ④防寒具等の使用期間(11月～3月)以外でも、体調がよくない場合は長ズボンを着用しても構いません。その際には、保護者の方が連絡帳にその旨を記入してお知らせください。

7 タイツ・スパッツ(レギンス)

- ①黒・紺・白の無地のもの
- ②体育時には、スパッツ(レギンス)・タイツを脱ぎ、必ず靴下を着用のこと。半袖の体操着からアンダーシャツが出ないように着用すること
- ③スパッツ(レギンス)は、スカートの裾から見えない長さ、または、足首まで隠れる長さ

8 靴下

- ・スニーカーソックス(くるぶしソックス)、または、ニーハイソックスは禁止

9 ネックウォーマー

- ・マフラーは、例年通り安全管理上、危険がありますので禁止としますが、ネックウォーマーは、登下校時のみ可とします。

10 カイロ

- ・原則持ち込み禁止。但し、体調を崩している場合、気候条件の悪い場合は、保護者の方が連絡帳にその旨を記入の上、貼るタイプのカイロを貼って登校することのみ可とします。

基準服・制帽子・・・・・・男女兼用(紺色)



